確認項目及び確認文書

P1~P5

(短期入所療養介護(介護医療院ユニット型))

介護保険施設等運営指導マニュアル(令和4年3月) (厚生労働省老健局総務課介護保険指導室) 別添1から抜粋

109 短期入所療養介護

	位别八川京良川 吱		
		個別サービスの質に関する事項	
		確認項目	確認文書
設 備	設備 (第143条、第155 条の4)	・平面図に合致しているか【目視】 ・使用目的に沿って使われているか【目視】	平面図
運営	内容及び手続の説明 及び同意 (第 125 条)	・利用申込者又はその家族への説明と同意の 手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 (利用申込者又は家 族の同意があったことが わかるもの) ・利用契約書
	心身の状況等の把握 (第13条) 居宅サービス計画に 沿ったサービスの提供	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の 心身の状況把握に努めているか ・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供さ れているか	・サービス担当者会議の 記録・居宅サービス計画
	(第 16 条) サービス提供の記録 (第 19 条)	・サービスの提供日及び内容、利用者の心身の状況等を記録しているか	・居宅サービス計画・サービス提供記録
	指定短期入所療養介護の取扱方針 (第146条、第155 条の6)	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか・身体的拘束等の適正化を図っているか(身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか)・やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族等に確認をしているか	・(身体的拘束等がある場合) 入所者の記録、家族への確認書
	短期入所療養介護 計画の作成 (第 147 条)	・相当期間以上にわたり継続入所が予定される利用者について短期入所療養介護計画が作成されているか ・居宅サービス計画に基づいて短期入所療養介護計画が立てられているか ・利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえて短期入所療養介護計画が立てられているか ・利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか	・居宅サービス計画 ・短期入所療養介護計画(利用者又は家族の同意があったことがわかるもの)
	看護及び医学的管理 の下における介護 (第150条、第155 条の7)	・入浴の方法及び回数は適切か	・サービス提供記録/ 業務日誌

	個別+	ナービスの質を確保するための体制に関する事項	Ą
		確認文書	
人員	従業者の員数 (第 142 条)	・利用者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表・従業者の資格証
 運 営	受給資格等の確認 (第 11 条) 利用料等の受領	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか・利用者からの費用徴収は適切に行われてい	・介護保険番号、有効 期限等を確認している 記録等 ・請求書
	(第145条、第155 条の5)	るか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	•領収書
	運営規程 (第 153 条、第 155 条の 10)	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.指定短期入所療養介護の内容及び利 用料その他の費用の額 4.通常の送迎の実施地域 5.施設利用に当たっての留意事項 6.非常災害対策 7.虐待の防止のための措置に関する事項 8.その他運営に関する重要事項	•運営規程
	勤務体制の確保等 (第101条、第155 条の10の2)	・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・雇用の形態(常勤・ 非常勤)がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
	業務継続計画の策定 等 (第30条の2)	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続 実施及び早期の業務再開の計画(業務継 続計画)の策定及び必要な措置を講じてい るか。 ・従業者に対する計画の周知、研修及び訓 練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか	・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、 実施記録

	個別+	ナービスの質を確保するための体制に関する事項	頁
		確認項目	確認文書
運営	定員の遵守 (第 154 条、第 155 条の 11)	・利用定員を上回っていないか	・業務日誌 ・国保連への請求書控 え
	非常災害対策 (第 103 条)	・非常災害(火災、風水害、地震等)対応 に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・避難・救出等の訓練を実施しているか	・非常災害時対応マニュアル(対応計画) ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制・消防署への届出
	衛生管理等 (第 118 条)	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催しているか	・感染症及び食中毒の 予防及びまん延防止の ための対策を検討する 委員会名簿、委員会の 記録 ・感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止 のための指針 ・感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止 のための研修の記録及 び訓練の記録
	秘密保持等(第 33 条)	・個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ているか・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓 約書
	苦情処理 (第 36 条)	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の 取組を行っているか	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第 37 条)	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速 やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか	・事故対応マニュアル・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録・再発防止策の検討の記録・ヒヤリハットの記録
	虐待の防止 (第 37 条の 2)	・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか・従業者に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

- 注 1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生 省令第 37 号)の該当条項
- 注 2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第9号)附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及 び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「勤務体制の確保」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

令和6年4月1日より適用(令和6年3月31日までは努力義務)

令和5年度 鹿児島県介護保険施設等集団指導 資料

人員基準、設備基準及び運営基準等について・・P7~ 介護給付費の算定及び取扱いについて・・・・P35~

(短期入所療養介護(介護医療院ユニット型))

介護医療院でのユニット型指定短期入所療養介護事業

	着	眼	点	自己	評価
※指定居宅サービスの事 業の一般原則		事業者は、利用者のの立場に立ったサー		適•	否
	村,他の居宅サービ	事業者は、指定居宅は、地域との結び付 ス事業者その他の保 供する者との連携に	きを重視し,市町 険医療サービス及	適•	否
		事業者は、利用者の 要な体制の整備を行 を実施する等の措置	うとともに、その	適•	否
		第118条の2第1項 必要な情報を活用し	に規定する介護保	適 ・	否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準第3条	法:介護保険法 基準:指定居 サービス 等の 関連 に関する 基準 (1 7 3 7 5)
※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について (4)は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE)」に情報を提出し、これが提出して、「特別では、		解釈準用 (第3の一の3 (1))	解釈:指定居5 サービス等予防5 中ビス護に関する基準につい- (平11老企第2 号)
びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。		解釈 第2の2	
「常勤」・当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置がまでいる者については、利用者の処遇に支障がない体制が動の従業がすべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。・人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休			
業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。			

	着	眼	点	自己評価
第1 基本方針 第2 人員に関する基準	人の意思及び人格を尊重 用中の生活が連続したも 医学的管理の下における 並びに日常生活上の世間 いて利用者が相互に社会 営むことを支援すること 並びに利用者の家族の のとなっているか。	Eし、利用前の ものとので ものを もので もので もので もので もので もので もので もので もの は と に き と に き さ た き れ に き き に き き に き ら に き ら に き ら に き ら に り と り と り と り と り に り と り に り り と り と	配慮しながら、看護、 訓練その他必要な医療 より、各ユニットにお 、自律的な日常生活を 者の心身の機能の維持	適・否
	短期入所療養介護事業所療養介護従業者の員数は	fごとに置くべ	きユニット型短期入所	
	ニット型指定短期入所 護予防短期入所療養 つ、ユニット型指定介護予防短期 指定介護予防に運期 おいて一体的に運営さ がにおけるユニット型 型指定介護予院短期 ト型介護医療院の入所	り員数は 赤藤 本本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	ぞれ、利用者 (当該ユイがユニャー・ (当該ユケがユニザと・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	適 • 否
	型指定介護予防短期/ において一体的に運営 護予防サービス等基準	療養介護事業者 養介護事所療 を は で は されて の は き は り り る り り る り り る り り り り り り り り り り		適・否
第3 設備に関する基準		見定する介護医 ニット型介護医	短期入所療養介護事業 療院として必要とされ 療院に関するものに限	適・否
	型指定介護予防短期/ において一体的に運営 護予防サービス等基準	所療養介護事業 を短期入所療養介護事療 を対して はされている場 は第205条第1 にをもって、(↑)		適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。また、利用者の心身の状況、希望その置かれている環境並びに医師の診療方のサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を適するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成し適切に行っているか。	○ 短期入所療養介 護計画 ○ 診療録その他 の記録等	法第73条第1項 基準第155条の3	
		法第74条第1項 基準準用 (第142条第1項)	
勤務表により確認する。本体施設となる介護医療院が、満たすべき人員・施設基準を満たしていれば足りるものとする。		基準準用 (第142条第1項 第五号)	
		基準準用 (第142条第2項)	
		法第74条第2項 基準 第155条の4第1 項第五号 基準 第155条の4第2 項	

	着	眼 点	自己評価
第4 運営に関する基準 1 対象者	の状況若しくは病状により、 葬祭、出張等の理由により、 精神的な負担の軽減等を図 護、医学的管理の下におけ	療養介護事業者は、利用者の心身若しくはその家族の疾病、冠婚又は利用者の家族の身体的及びるために、一時的に入居して看る介護及び機能訓練その他必要な者を対象に、介護医療院の療養室介護を提供しているか。	適・否
2 内容及び手続の説 明及び同意	所療養介護の提供の開始に 又はその家族に対し、運動 制その他の利用申込者の	所療養介護事業者は、指定短期入 に際し、あらかじめ、利用申込者 営規程の概要、従業者の勤務の体 サービスの選択に資すると認めら 書を交付して説明を行い、当該提 込者の同意を得ているか。	適 ・ 否 説明書 無 有 ・ 無 同意の確認 有 ・ 無
	(2) 重要事項を記した文書I か。	は、わかりやすものとなっている	適 · 否
3 ユニット型指定短 期入所療養介護の開 始及び終了	事業者その他保健医療サーに 者との密接な連携により、1 始前から終了後に至るまです。	療養介護事業者は、居宅介護支援 ビス又は福祉サービスを提供する 肯定短期入所療養介護の提供の開 利用者が継続的に保健医療サービ できるよう必要な援助に努めてい	適・否
4 提供拒否の禁止	く指定短期入所療養介護の抗	泰養介護事業者は、正当な理由な 是供を拒んではいないか。 多寡を理由にサービスの提供を拒	提供拒否 有・無 拒否の理由 ()
5 サービス提供困難 時の対応	型指定短期入所療養介護事態 勘案し、利用申込者に対し! を提供することが困難であっ 者に係る居宅介護支援事業	療養介護事業者は、当該ユニット 業所の通常の事業の実施地域等を 自ら適切な指定短期入所療養介護 ると認めた場合は、当該利用申込 者への連絡、適当な他の指定短期 介その他の必要な措置を速やかに	事例の有無 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○ 診療録その他の 記録等	法第74条第2項 基準 第155条の12 準用 (基準第144条)	
重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 (重要事項の主な項目) ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況(実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況)等	〇 利用料金等の説 明文書, パンフ レットなど		
	O 居宅介護支援事 業者等の連携の 記録等	基準 第155条の12 準用 (第126条第2項)	
・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じ きれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施 地域外である場合		基準 第155条の12 準用(第9条) 解釈準用 (第3の一の3 (2))	
 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 事前に近隣の指定短期入所療養介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やか講じるための準備をしているか。 		基準 第155条の12 準用(第10条)	

	着	眼	点	自己評価
6 受給資格等の確認		求められた場合(, 被保険者資格,	は, その者の提示する 要介護認定の有無及	適・否
		が記載されていん	事業者は、被保険者証 るときは、当該認定審 療養介護を提供するよ	適・否
7 要介護認定等の申 請に係る援助	い利用申込者につい ているかどうかを確	開始に際し、要: ては、要介護認: 認し、申請が行っ 思を踏まえて速	事業者は、指定短期入 介護認定を受けていな 定の申請が既に行われ われていない場合は、 やかに当該申が行われ	適・否
	行われていない等の 介護認定の更新の申	サービスを含む。 場合であって必 請が、遅くとも 期間が満了する3	事業者は、居宅介護支。)が利用者に対して要と認めるときは、要と該利用者が受けてい 30日前にはなされるよ	適・ 否
8 心身の状況等の 把握	ユニット型指定短期 療養介護の提供に当た 業者が開催するサービ 身の状況、その置かれ は福祉サービスの利用	っては,利用者 に ス担当者会議等 ている環境,他の	を通じて、利用者の心 の保健医療サービス又	適・ 否
9 法定代理受領サー ビスの提供を受ける ための援助	ユニット型 療養別第64条の家族 規則第64条の家族 を表すとはその家族 を表する。 を表する。 はなり、では はなり、では はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない	に際し、利用申けれにいる れに居宅中が付にいる を変えるできる。 を提供すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いときは、当該利用申ス計画の作成を居宅介対して届け出ること、 居宅介護すること、 居宅介護領	適・否
10 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供	ユニット型指定短期 計画が作成されている られたサービス提供の 画の変更が必要な場合 養介護を提供している	場合や、居宅サー 期間内のサービス は、当該計画に	スの評価を適宜行い計	適・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 診療録等に保険者番号、要介護状態区分・有 効期間等を記載していることが望ましい。		基準 第155条の12 準用 (第11条第1項)	
・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有 効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき 事項である。	〇 診療録等	基準 第155条の12 準用 (第11条第2項)	
		基準 第155条の12 準用 (第12条第1項)	
		基準 第155条の12 準用 (第12条第2項)	
サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況が適切か。サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに変わる手法は適切なものか。	会議で居宅介護	第155条の12 準用(第13条)	
・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。		基準 第155条の12 準用(第15条)	
 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。 ユニット型短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 退所計画等を居宅介護支援事業者へ提示しているか。 	画(1)~(3) 〇 ユニット型短期 入所療養介護計 画	第155条の12	

	着	眼	点	自己評価
11 サービスの提供の記録	所療養介護を提供し の提供日び内容,当 41条第6項の規定に 宅介護サービス費の	た際には, 当該 該指定短期入所 より利用者に代 額その他必要な	事業者は、指定短期入 指定短期入所療養介護 療養介護について法第 わって支払を受ける居 事項を、利用者の居宅 れに準ずる書面に記載	・その他の書面
	内容等を記録すると	た際には、提供 ともに、利用者 その他適切な方	事業者は、指定短期入 した具体的なサービス からの申出があった場 法により、その情報を	適・否
12 利用料等の受領	には、その利用者か 入所療養介護に係る ユニット型指定短期	る指定短期入所 ら利用料の一部 居宅介護サービ 入所療養介護事	事業者は、法定代理受 療養介護を提供した際 として、当該指定短期 ス費用基準額から当該 業者に支払われる居宅 額の支払を受けている	適・否
	際にその利用者から	ない指定短期入 支払を受ける利 居宅介護サー	所療養介護を提供した 用料の額と, 指定短期 ビス費用基準額との間	適・否
	支払を利用者から受(① 食事の提供に要 により特定入所者: 場合は、同条第2:	額のほか,次に けていないか。 する費用(法第 介護サービス費	襲事業者は、上記(1)、 掲げる費用の額以外の 51条の3第1項の規定 が利用者に支給された する食費の基準費用額	適・否 ①費用の徴収 有・無
	特定入所者介護サ	ービス費が利力	3第1項の規定により 用者に支給された場合 居住費の基準費用額を	②費用の徴収 有・無
			づき利用者が選定する とに伴い必要となる費	③費用の徴収 有・無
	特別な食事の提供	を行ったことに	づき利用者が選定する 伴い必要となる費用	④費用の徴収 有・無
	⑤ 送迎に要する費	用(送迎加算)		⑤費用の徴収 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度 の残日数やサービスの利用状況を把握するため に行うもので、サービス利用票の活用が考えら れるが、サービス利用票は利用者宅にあること から、サービスの内容等を記載した書面を利用 者に交付することが考えられる。	O 利用者への交付 書面(控)	基準 第155条の12 準用 (第19条第1項)	
・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により5年間保存すること。		基準 第155条の12 準用 (第19条第2項) <u>鹿児島県条例</u>	
・ 定められた利用者負担額(1割〜3割相当額)の支払いを受けているか。	○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領収 証(控) ○ 介護給付費請求 明細書(控) ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説 明文書	基準 第155条の5第1 項	
- 費用の全額(10割)の支払いを受けている か。	明 义音	基準 第155条の5第2 項	
・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その 実費相当額を利用者から徴収できるが、あいま いな名目による費用の徴収を認めないことから 運営規程等に明示されることが必要である。		基準 第155条の5第3 項	
・ ①から④までの費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年厚労省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準(平成12年厚労省告示第123号の定めるところによるものとする。)		基準 第155条の5第4 項	

	着	眼点	自己評価
	護において提供され 通常必要となるもの	ずるもののほか、指定短期入所療剤 れる便宜のうち、日常生活において のに係る費用であって、その利用者 適当と認められるもの。	ても 有・無
	⑤に掲げる費用の額(あらかじめ、利用者で 内容及び費用を記した の同意を得ているか。	明入所療養介護事業者は、上記①な に係るサービスの提供に当たっては 又はその家族に対し、当該サービス に文書を交付して説明を行い、利月、ただし、①から④に掲げる費用に 文書によるものとしているか。	t, スの 月者
	所療養介護その他の+ その支払を受ける際,	明入所療養介護事業者は、指定短期 サービスの提供に要した費用につき 当該支払をした居宅要介護被保証 令(施行規則第65条)で定めるとこ すしているか。	美 , 食者
	8項の規定により交付 短期入所療養介護につ 受けた費用の額のうっ 大臣が定める基準に。	明入所療養介護事業者は、法第419 付しなければならない領収証に、月 ついて居宅要介護被保険者から支持 ち、同条第4項第二号に規定する原 より算定した費用の額(その額が野 養介護に要した費用の額を超えると	旨定 ムを 夏生 見に
	は、現に当該指定短期 る。)、食事の提供は 用の額に係るもの並び	明入所療養介護に要した費用の額と こ要した費用の額及び滞在に要した びにその他の費用の額を区分して記 用の額についてはそれぞれ個別の3	: す 適 ・ 否 :=費 己載
13 保険給付の請求のための証明書の交付	サービスに該当しない打払を受けた場合は、提供	、所療養介護事業者は、法定代理号 指定短期入所療養介護に係る費用の 共した指定短期入所療養介護の内容 認められる事項を記載したサービス して交付しているか。	D支 有 ・ 無 家, 証明書の交付
[4 ユニット型指定短 期入所療養介護の取 扱方針	応じて、自らの生活 [‡] 常生活を営むことが [*] 生活上の活動につい [*]	介護は、利用者が、その有する能力 様式及び生活習慣に沿って自律的のできるようにするため、利用者のE て必要な援助を行うことにより、和 するものとして行われているか。	3日 日常
		介護は、各ユニットにおいて利用者 って生活を営むことができるよう、 ・	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
- ⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」(平12老企第54号)に沿って適切に取り扱うこと。		基準	
		第155条の5第5 項	
・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度で も、月末締めの一括の形でも良いが、領収証は 負担金の受領の都度に交付しているか。	〇 領収証(控)	法第41条第8項	
・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額(それぞれ個別の費用ごとに区分) ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。		施行規則第65条	
	〇 サービス提供証明書	基準 第155条の12 準用(第21条)	
	○ 居宅サービス計 画 ○ 短期入所療養介 護計画 ○ 診療録その他の 記録	基準 第155条の6第1 項	
	〇 看護·介護記録	基準 第155条の6第2 項	

着	眼	点	自己評価
(3) 指定短期入所療養に配慮して行われて		ちのプライバシーの確保	適 · 否
することを基本とし	て、利用者の要 う、その者の心	fの自立した生活を支援 厚介護状態の軽減又は悪 ♪身の状況等を常に把握	適 ・ 否
期入所療養介護の提	供に当たって, 供方法等につい	き所の従業者は、指定短 利用者又はその家族に いて、理解しやすいよう	適・否
所療養介護の提供に 者等の生命又は身体	当たっては、当 を保護するため その他利用者	養事業者は、指定短期入 対利用者又は他の利用 緊急やむを得ない場合 の行動を制限する行為 、。	適・否
四肢をひも等で縛 ② 転落しないよう 縛る。	に, 車いすやい る。 に, ベッドに体		
は皮膚をかきむし	等のチューブを 。 等のチューブを らないように、		
るミトン型の手袋(⑥ 車いすやいすか ないように、 Y字: ルをつける。 ⑦ 立ち上がり能力(ないすを使用する。	らずり落ちたり 型拘束帯や腰べ のある人の立ち	いた、車いすテーブ	
⑧ 脱衣やおむつはなぎ服)を着せる。⑨ 他人への迷惑行や四肢をひも等での行うです。⑩ 行動を落ち着かなせる。	。 為を防ぐために 『縛る。	こ,ベッドなどに体幹	
	けることので	きない居室等に隔離す	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第155条の6第3 項 基準 第155条の6第4 項	
- サービスの提供方法等とは、短期入所療養介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。	○ 居宅サービス計画 ○ ユニット型短期 入所療養介護計画 ○ 診療録その他の 記録 ○ 看護・介護記録	第155条の6第5 項	
		平13老発155号 (身体拘束ゼロ への手引き)	

	着	眼	点	自己評価
	拘束等を行う場	合には、その態様及	事業者は、(6)の身体 び時間、その際の利用 なかった理由を記録し	適・否
	に例示されてい 録」などを参考	る「身体拘束に関す	拘束ゼロへの手引き」 る説明書・経過観察記 成し保存しているか。 に記載しているか。	記録の管理 有・無
		期入所療養介護の質	護事業者は,自らその の評価を行い,常にそ	適・否
15 短期入所療養介護 計画の作成	当期間以上にわ 用者についている 定短期日者が入所が利用 の利用者を養用 期入所を達成する	たり継続して入所す 、利用者の心身の状 環境並びに医師の診 介護の提供の開始前 するサービスの継続 従業者と協議の上	事業所の管理者は、相 ることが予発され及び。 病状状、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			宅サービス計画が作成 に沿って作成している	適・否
	期入所療養介護	計画の作成に当たっ	事業所の管理者は、短 ては、その内容につい し、利用者の同意を得	
	期入所療養介護		事業所の管理者は,短 は,当該短期入所療養 。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
る措置を講じることが望ましい。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束適正化検討委員会)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 (委員会検討事項例) 7 施設内の推進体制 イ 介護の提供体制の見直し ケ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き エ 施設の設備等の改善 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み カ 利用者の家族への十分な説明 キ 身体拘束廃止に向けての数値目標 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施す	○ 身体拘束に関する記録	基準 第155条の6第7 項解釈 第3の九の2(2) ② 平13老発第155 号の6	
న .	〇 診療録(介護記 録)	基準 第155条の6第8 項	
(短期入所療養介護計画作成の留意点) ① 短期入所療養介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。	○ 短期入所療養介 護計画 ○ 居宅サービス計 画	第155条の12 準用(第147条)	
② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。	〇 同意書等		

	着	眼	点	自己評価
16 診療の方針	医師の診療の方針はいるか。	、次に掲げると	ころによるものとして	
	(1) 診療は、一般に医 病又は負傷に対して、 切に行っているか。		があると認められる疾 基とし,療養上妥当適	適・ 否
		し,要介護者の 心理的な効果を	場を堅持して、利用者 心理が健康に及ぼす影 もあげることができる	適・否
	(3) 常に利用者の病状の置かれている環境家族に対し、適切な	の的確な把握に	努め、利用者又はその	適・ 否
	(4) 検査,投薬,注射 妥当適切に行ってい		用者の病状に照らして	適・否
	(5) 特殊な療法又は新 大臣が定めるものの		いては,別に厚生労働 いか。	適・否
	(6) 別に厚生労働大臣 に施用し、又は処方		以外の医薬品を利用者	適・否
		ると認めたとき	自ら必要な医療を提供 は、他の医師の対診を 講じているか。	適・ 否
17 機能訓練	ユニット型指定短期 の諸機能の維持回復を 必要な理学療法、作業: を行っているか。	図り, 日常生活		適・否
18 看護及び医学的管 理の下における介護		に社会的関係を するよう, 利用	築き, 自律的な日常生 者の病状及び心身の状	適・否
	(2) ユニット型指定短 常生活における家事	期入所療養介護 を, 利用者が,		適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 厚生労働大臣が定める特殊な療法等については、平成30年3月厚生省告示第78号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働省告示第107号)第五に定める療法等(評価療養)」とする。 ・ 厚生労働大臣が定める医薬品については、平		基準 第155条の12 準用(第148条 第一~七号)	
成30年3月厚生省告示第78号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年3月厚生労働省告示第107号)第六に定める使用医薬品(薬価基準に収載されている医薬品)」とする。 ・ リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。		基準 第155条の12 準用(第149条)	
 自律的な日常生活を営むことを支援するという点で、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意すること。 日常生活における家事には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。 		基準 第155条の7 解釈 第3の九の3 (6)① 解釈 第3の九の3 (6)②	

	着	眼点	自己評価
	体の清潔を維持し,精 るよう,適切な方法に ているか。ただし,や	入所療養介護事業者は、利用者が 神的に快適な生活を営むことがで より、利用者に入浴の機会を提供 むを得ない場合には、清拭を行う の提供に代えても差し支えない。	さし
		入所療養介護事業者は、利用者の じて、適切な方法により、排せつ 援を行っているか。	
		入所療養介護事業者は, おむつを 者については, 排泄の自立を図り に取り替えているか。	
		入所療養介護事業者は, (1)〜(5 離床, 着替え, 整容等の日常生活 ているか。	
	に対して, 利用者の負	入所療養介護事業者は、その利用 担により、当該ユニット型指定短 従業者以外の者による看護及び介。	期
19 食 事		入所療養介護事業者は、栄養並び び嗜好を考慮した食事を提供して	
		入所療養介護事業者は、利用者の 切な方法により、食事の自立につ いるか。	
	活習慣を尊重した適切 利用者がその心身の状	入所療養介護事業者は、利用者の な時間に食事を提供するとともに 況に応じてできる限り自立して食 う必要な時間を確保しているか。	
	互に社会的関係を築く	入所療養介護事業者は、利用者が ことができるよう、その意思を尊 生活室で食事を摂ることを支援し	重

	関係書類	根拠法令	特記事項
一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならない。	○ 入浴に関する記録	基準 第155条の7 解釈 第3の九の3 (6)③	
	〇 排泄に関する記録		
	〇 献立表	基準	
	○ 嗜好に関する調 査記録 ○ 検事 せん ○ 業務委はしている場合は、委託	第155条の8	
事業者側の都合で急かしたりすることなく、 入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう、十分な時間を確保しなければならない。	契約書	解釈 第3の九の3 (7)	
共同生活室で食事を摂るよう強制することは あってはならないので、十分留意すること。			
個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。 調理は、あらかじめ作成された献立に従って		解釈準用 (第3の九の2 (7)①~⑦)	
行うとともに、その実施状況が明らかにしてお くこと。			

	着	眼	点	自己評価
20 その他のサービスの提供		養又は娯楽に係る	事業者は、利用者の嗜 5活動の機会を提供す これらの活動を支援し	適・否
	(2) ユニット型指定短の家族との連携を図			適・否
21 利用者に関する市 町村への通知	定短期入所療養介護を 当する場合は、遅滞な 知しているか。 ア. 正当な理由なし 利用に関する指示 程度を増進させた	受けている利用者 く、意見を付して にユニット型指揮に従わないことに と認められるとき の行為によって係	てその旨を市町村に通 を短期入所療養介護の により、要介護状態の	適・ 否

	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6時以降とすることが望ましいが、早くても午 後5時以降とすること。		解釈準用 (第3の九の2 (7)①~⑦)	
・ 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養 介護事業者が自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業 所自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂 行上必要な注意を果たし得るような体制と契約 内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業所の最終的責任の下で第三者 に委託すること。			
・ 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の 状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食 事に的確に反映させるために、療養室等関係部 門と食事関係部門との連絡が十分とられている ことが必要である。			
・ 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行 う必要がある。			
・ 食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならない。			
・ 事業所の療養室等は、家族や友人が来訪・宿(泊して利用者と交流するのに適した個室である ことから、これらの者ができる限り気軽に来訪 ・宿泊することができるよう配慮すること。	〇 行事の記録等	基準 第155条の9 解釈 第3の九の3(8) ②	
・ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正の観点から市町村に通知しなければならない。		基準 第155条の12 準用(第26条) 解釈準用 (第3の一の3 (14))	

	着	眼	点	自己評価
22 管理者の責務	ユニット型指定短期	所療養介護事業所 人所療養介護の の把握その他の	所の従業者の管理及び 利用の申込みに係る調 管理を一元的に行って	適・否適・否
			事業所の従業者に「運 こ必要な指揮命令を行	
23 運営規程	業の運営についての重要を定めているか。 ① 事業の目的及び過 ② 従業者の職種,員	要事項に関する。 重営の方針 員数及び糠務の同 豆期入所療養介記 地域 のでの措置に関する。	内容 護の内容及び利用料そ	適・否

	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第155条の12 準用 (第52条)	
指定申請の際に作成された内容に変更はないのか。変更があった場合、変更届を提出すること。 利用定員に空床利用型の定員は含めない。 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合におい	〇 運営規程	基準 第155条の10 解釈準用 (第3の九の2 (8)) 解釈準用	
ては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 ・ 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 ・ ⑧の「その他運営に関する重要事項」にあっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。		(第3の八の3 (13))	
〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第142条(指定短期入所療養介護従業者の員数)において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		解釈準用 第3の一の3の (19)①	
〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の 選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐 待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」と いう。)が発生した場合の対応方法等を指す内 容であること。		解釈準用 第3の一の3の (19)⑤	

	着	眼 	点	自己評価
24 勤務体制の確保等		指定短期入所療養 短期入所療養介護	業者は、利用者に対 介護を提供できるよ 事業所ごとに従業者	適・否
	(2) (1) の従業者の勤発 定める職員配置を行 ① 昼間については 職員又は看護職員 ② 夜間護職員として の介護職員として配置 ③ ユニットごとに こと。	っているか。 , ユニットごとに を配置すること。 ついては, 2ユニ 護職員を夜間及び すること。	常時1人以上の介護 ットごとに1人以上 深夜の勤務に従事す	適・否
	(3) ユニット型指定短指定短期入所療養介 短期入所療養介護事 短期入所療養介護を 週に影響を及ぼさな	護事業所ごとに, 業所の従業者によ 提供しているか。	当該ユニット型指定 ってユニット型指定 ただし、利用者の処	適・否
	保しているか。	の向上のために、 ・ット型指定短期 療養介護従業者(援専門員、法第89 格を有する者その 知症介護に係る基	その研修の機会を確 入所療養介護事業者 看護師、准看護師、 条第2項に規定する者を 他これに準ずる者を 礎的な研修を受講さ	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 管理者等が他の事業所と兼務している場合、 それぞれの勤務状態がわかるものとなっている か。		基準 第155条の10 の2	
・ 調理業務、洗濯等の入院患者の処遇に直接 影響を及ぼさない業務については、第三者への 委託等を認めるものであるが、その内容は適切 か。			
・ 施設内外で実施される研修会への参加の機会 を設けているか。			
[認知症介護に係る基礎的な研修] ・ 介護に係る基礎的な研修] ・ 介護に係る基礎的な研修。 ・ 介護格を開発して、認知を表現にの資格を受講させる。 ・ 介護認知を全にの者の認知症が対応を表現の方式を表現の方式を表現の表別のである。 ・ 介護認知、 の者の理解がある。 ・ 合きでは、 の力をでは、 の力をでは、 の力をである。 の力をである。 の力をである。 の力をである。 の力をでは、 の力をである。 の力をである。 の力をでは、 の力をでは、 の力をでは、 の力をでは、 の力をでは、 の力をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		基準第155条 準用 (第101条第3項) 解釈 第3の九(14) 解釈準用 第3の二の(6)③	

着	眼	点	自己評価
とした言動であっているいにより短期入所療者とを防止するためのいるか。 ※1 「職場におけるクシュアルハラスメン	療養介護の提供でいる。 養養的な要事者のでは、 素養のと要事者のでは、 素養のでできる。 素養のでできる。 を表するできる。 ないでをできる。 ないでをできる。 ないできる。 ないできる。 ないできる。 ないでをできる。	を確保する観点係を は優越的題を は は き り 必 ま り き は ま り き は ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
[当該義務付けの対象とならない者]			
・ 各資格のカリキュラム等において、認知症介			
護に関する基礎的な知識及び技術を習得してい			
る者→看護師、准看護師、介護福祉士、介護支			
援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者			
研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加			
え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成			
研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉			
医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療			
法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養			
士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、き			
ゆう師等とする。			
19 Jan 4 C 7 0 8			
・ 事業主には、職場におけるハラスメント (※		基準第155条	
1) の防止のための雇用管理上の措置を講じるこ		準用	
とが義務づけられている。		(第101条第4	
・ セクシュアルハラスメントについては、上司		項)	
や同僚に限らず、利用者やその家族等から受け		解釈準用	
るものも含まれることに留意すること。		第3の一の(21)	
のののも合わることに曲念すること。		4	
《事業主が講ずべき措置の具体的内容》		•	
(指針)		・雇用の分野に	
・「事業主が職場における性的な言動に起因する		おける男女の均	
問題に関して雇用管理上講ずべき措置等につい		等な機会及び待	
ての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)		男の確保等に関	
		西の確保等に関する法律(昭和	
・「パワーハラスメント指針」(※2)(令和 2 年厚生労働省告示第 5 号)		47年法律第113	
平序工力则自 占 小另 3 与 /		号)第11条第1	
(留意事項)		項	
(田息争項) a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発			
職場におけるハラスメントの内容及び職場に		・労働施策の総合的な推進並び	
おけるハラスメントを行ってはならない旨の方		に労働者の雇用	
		の安定及び職業	
針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談 (苦情を含む。)に応じ、適切に対応す		生活の充実等に	
るために必要な体制の整備		関する法律(昭	
るために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めるこ		和41年法律第13	
性談に対応する担当者をあらかしめためること と等により、相談への対応のための窓口をあら		2号) 第30条の2	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		第1項	
かじめ定め、労働者に周知すること。		第 1項	
なお、パワーハラスメント防止のための事業			
主の方針の明確化等の措置義務については、令			
和4年4月1日から義務化となり、それまでの問は努力美務にされているが、適切な勘務体制			
間は努力義務とされているが、適切な勤務体制			
の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう			
努められたい。			
/ 車 类 主 松 譁 ド ス ニ レ 松 胡 土 I ハ 塩 如 レ へ い			
〈 事業主が講じることが望ましい取組につい			
て〉			
・パワーハラスメント指針においては、顧客等			
からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメン			
ト)の防止のために、事業主が雇用管理上の配			
慮として行うことが望ましい取組の例として、			

	着	眼	点	自己評価
25 業務継続計画の策 <u>定等</u>	常災害の発生時によ 養介護サービスの技 常の態勢における 下, 「業務継続計画 計画に従い必要な措	Sいて、利用者に対 員供を継続的に実施 早期の業務再開を 国」という。)を策 計置を講じているか	する指定短期入所療 するための、及び非 ・図るための計画(以 定し、当該業務継続 。	
	(2) ユニット型指定気 養介護従業者に対し もに、必要な研修及	、, 業務継続計画に	ついて周知するとと	
	(3) ユニット型指定策務継続計画を見直し変更を行っているが	を行い、必要に応	「業者は、定期的に業 じて業務継続計画の	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被書本への配慮のための取組(メンタルへで対応させてい等)。③被害防止のための取組(マニュアル作成でた取組)が規定されている。 ・介護現場では、利用者又はその家が措置をされている。・介護現場では、利用者の防止べき措置をされていることが講ずるにト対修のよいので、事業置を請しまり、の手引、、等を参考にした取組を行うことができましい。・都道所具にお護職員におり、事業主により、事業主により、事業主にこれらの活用も含め、介護事業をは、事業を表していて、一、地域医療介護総合では、アチリン・・の手引い。・の手引い。・のが、事業主はこれらの活用も含め、介護事業を表していて、のが、事業主にこれらの活用も含め、介護事業を表して、のが、事業主はこれらの活用も含め、介護事			※厚生労働省ホ ームページ参照 (https://www. mhlw.go.jp/stf /newpage_0512 0.html)
業所におい。 ・ ユニット型指定短期入所療養介護事業者、は、用受を推進することを対象を強力を関すても提供とと関いている。 ・ ユニット型指定短期入所療養介護事業者、供きを対象を支援が発生した場合をでの提供とと業力により、のでは、対しては、対しては、対しないがあるがあるがあるが、のののがあるがある。 ・ 業のを表して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		基準 第155条の12 準用 (第30条の2) 解釈 第3の八(14) 解釈準用 第3の六の3 (6)	

着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連			
携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共			
有等)			
ロ 災害に係る業務継続計画			
a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電			
気・水道等のライフラインが停止した場合の			
対策、必要品の備蓄等)			
b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対			
応体制等)			
c 他施設及び地域との連携			
・ 想定される災害等は地域によって異なるもの			
であることから、項目については実態に応じて			
設定すること。			
・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策			
定することを妨げるものではない。			
(参照)			
・「介護施設・事業所における新型コロナウイ			
ルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」			
・「介護施設・事業所における自然災害発生時			
の業務継続ガイドライン」			
【研修の内容】			
・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的			
内容を職員間に共有するとともに、平常時の対			
応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励			
行を行うこと。			
・ 職員教育を組織的に浸透させていくために,			
定期的(年1回以上)な教育を開催するととも			
に、新規採用時には別に研修を実施することが			
望ましい。			
・ 研修の実施内容についても記録すること。			
・ 感染症の業務継続計画に係る研修について			
は、感染症の予防及びまん延の防止のための研			
修と一体的に実施することも差し支えない。。			
【訓練(シミュレーション)】			
・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に			
行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業			
所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生し			
た場合に実践するケアの演習等を定期的(年 1			
回以上)に実施するものとする。			
・ 感染症の業務継続計画に係る訓練について			
は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓			
練と一体的に実施することも差し支えない。			
・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問			
わないものの、机上及び実地で実施するものを			
適切に組み合わせながら実施することが適切で			
ある。			
			1

	着	眼	点	自己評価
26 定員の遵守	ユニオー リー	型指定短期入所療 期入所療事 期入所療事 関大計定短療 期分れ 関された短期 関 対 計 間 対 間 で の の で の の の で の で の り で り り の り の り の	養介護事業者がユニ 業者の指定を併せユニ 養介護の事業とユニて 事業とのでは、当のでは、 まのでは、 まのでは、 まのでは、 まのでは、 まのでは、 まのでは、 まのではいないか。	定員超過 有・・事例 有・無
27 非常災害対策	(1) ユニット型指定短期 関する具体的計画を 及び連携体制を整備し るとともに、定期的しているか。	なて, 非常災害時(し, それらを定期)	の関係機関への通報 的に従業者に周知す	適・ 否計画の有無有・ 無実施時期
	則第3条に規定する む。)及び風水害、均いうが、この場合、消 業務の実施は、消防治 くこととされている二 所にあっては、その者	消防計画 (これ 也震等の災害に対対 は防計画の策策定及 は第8条の規定によ はエット型指定短 がに行わせててもま を置かな介護事業 にでめ、その者に	処するための計画を びこれに基づく消防 より防火管理者を理 期入所療養介護事業 い。 いこととされてい 所においても、防火	防火管理者 有 ・ 無 定期的な訓練 有 ・ 無
	(2) ユニット型指定短: する訓練の実施に当 よう連携に努めてい	たって、地域住民		適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者		基準 第155条の11	
・ 消防法等に基づいて、定期的に消火訓練、避難訓練を行うこと。 ・ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との	〇 消防計画等	基準 第155条の12 準用 (第103条)	
連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 ・ 庭児島県条例により定められているもの ① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に		解釈準用 (第3の六の3 (6))	
関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。			
[訓練の実施] ・ 指定短期入所生活介護事業者が(1)に規定する 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、で きるだけ地域住民の参加が得られるよう努める こととしたものであり、日頃から地域住民との 密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に 協力を得られる体制づくりに努めることが必要 である。訓練の実施に当たっては、消防関係者 の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より 実効性のあるものとすること。		基準第155条 準用(第103条 第2項) 解釈準用 第3の六の3(7) ②	

	着	眼	点	自司	 已評価
28 衛生管理等	(1) ユニット型指定短其 用する施設、食器その て、衛生的な管理に努 とともに、医薬品及び か。)他の設備又は飲用 ろめ、又は衛生上必	用に供する水につい 必要な措置を講ずる	適	· 否
	・レジオネラ属菌杉 直近の検査年月E (年月日	l		適	· 否
	・検査結果(以下に 不検出 (10CFU/10 検 出 (10CFU/10	00ml未満)		適	・否
	・検出された場合、	その対応は適切が	ν.,	適	• 否
	・検査未実施の場合 検査予定 (適	· 否
	(2) ユニット型指定短期 において感染症が発生 ①~③に掲げる措置を	こし, 又はまん延し		適	· 否
	① 当該ユニット型指感染症の予防及で電気のでは電影を受けるものにでいまする。 るともに 周知徹底を変	: ん延の防止のため 話装置その他の情 [」という。)を記)をおおむね6月 話果について、短	かの対策を検討する 情報通信機器 (以下 5月して行うことが 月に1回以上開催す	適	• 否

チェックポイント		関係書類	根拠法令	特記事項
・ 自家水及び受水槽を使用している場合、水質こと。(水道法・水道法施行規則、水道法施行令) ・ 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施すること。 (H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知) ・ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法機に使用する食器等の消毒も適正に行うこと。 ① 食中毒及び感染症の発生を防止するため言でと、食中毒及び感染症の発生を防止するの助情で、常に密感必要に、常に密接な連携を保力が表対策が表して、関係を表して、対策が表して、関係を表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策を表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表して、対策が表しては、対策等により施設内の適温の確保に努めること。 【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき事項については、事業所に実施が求めら連携等により施設内の適温の確保に努めること。	0000 0 0 0	受簿 水医感る感 高施浴子ニア 大橋 大田 大学	基準 第155条の12 準用 (第118条) 解釈準用 (第3の七の3	特記事項
ること。 【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 ・ 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 経過措置(令和6年3月31日までの間は、			第3の九の2(11) 解釈準用	
・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確に				
するとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業 所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、 定期的に開催するとともに、感染症が流行す				

着	眼	点	自己評価
		養介護事業所における こめの指針を整備して	適 ・ 否
て, 短期入所療養	介護従業者に対し	養介護事業所におい シ, 感染症の予防及び 的に実施しているか。	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・			
介護関係事業者における個人情報の適切な取			
扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医			
療情報システムの安全管理に関するガイドラ			
イン」等を遵守すること。			
・感染対策委員会は、他の会議体を設置して			
いる場合、これと一体的に設置・運営するこ			
ととして差し支えない。			
・事業所に実施が求められるものであるが、			
他のサービス事業者との連携等により行うこ			
とも差し支えない。			
ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針			
・当該指針には、平常時の対策及び発生時の			
対応を規定する。			
・平常時の対策としては、事業所内の衛生管			
理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策			
(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対			
応としては、発生状況の把握、感染拡大の防			
止、医療機関や保健所、市町村における事業			
所関係課等の関係機関との連携、行政等への			
報告等が想定される。			
・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関との連絡体制と整備し、関系に			
の関係機関への連絡体制を整備し、明記して			
おくことも必要である。 (参照)			
(参照) 「介護現場における感染対策の手引き」			
ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修			
及び訓練			
・ユニット型短期入所療養介護従業者に対す			
る「感染症の予防及びまん延の防止のための研			
修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適			
切な知識を普及・啓発するとともに、当該事			
業所における指針に基づいた衛生管理の徹底			
や衛生的なケアの励行を行うものとする。			
・職員教育を組織的に浸透させていくために			
は、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)			
を開催するとともに、新規採用時には感染対			
策研修を実施することが望ましい。			
・研修の実施内容についても記録すること。			
・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事			
業所の職員向け感染症対策力向上のための研			
修教材」等を活用するなど、事業所内で行う			
ものでも差し支えなく、当該事業所の実態に			
応じ行うこと。			
・平時から、実際に感染症が発生した場合を			
想定し、発生時の対応について、訓練(シミ			
ュレーション)を定期的(年1回以上)に行			
うことが必要である。			

	着	眼	点	自己評価
29 掲 示	(1) ユニット型指定短:	期入所療養介護事	「業者は、ユニット型	適 ・ 否
	指定短期入所療養介証の概要、ユニット型質 その他の利用申込者の る重要事項を掲示して	逗期入所療養介護 のサービスの選択	従業者の勤務の体制	
	(2) ユニット型指定短する事項を記載した記載事業所に備え付け、に関覧させることにいるか。	書面を当該ユニッ かつ, これをい	ト型短期入所療養介 つでも関係者に自由	適・否
30 秘密保持等	(1) ユニット型指定短: 当な理由がなく, その の秘密を漏らしてい;	の業務上知り得た		適 ・ 否
	(2) ユニット型指定短: ト型指定短期入所療: 正当な理由がなく, 族の秘密を漏らすこ るか。	養介護事業所の従 その業務上知り得	業者であった者が、	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応をめた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのの演習などを実施するものとする。・訓練のしものの、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。			
・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示すること。 ・ 掲示されている重要事項の内容は、実際に行っているサービス内容と一致するものであること。 ※重要事項 ・ 運営規程の概要、 ・ 訪問介護員等の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)		基準 第155条の12 準用 (第32条) 基準第155条 準用(第32条第 2項) 解釈準用 第3の一の3の (24)	
・ 次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する しとを求めるものではないこと。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービ			
スの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に関覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 ・ 従業者の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。	○ 秘密保持に関す る就業時の取り 決め		
・ 従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との就業規則に盛り込むなど雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととする。		解釈準用 (第3の一の3 (22)②)	

	着	眼点	自己評価
	当者会議等において, 用者の同意を, 利用:	期入所療養介護事業者は、サービス技 利用者の個人情報を用いる場合は₹ 者の家族の個人情報を用いる場合は当 らかじめ文書により得ているか。	文書による同意
31 居宅介護支援事業 者に対する利益供与 の禁止	事業者又はその従業者	入所療養介護事業者は、居宅介護支援 に対し、利用者に対して特定の事業者 させることの対償として、金品その他 していないか。	
32 苦情処理	ニット型指定短期入	期入所療養介護事業者は、提供したコ 所療養介護に係る利用者及びその家族 つ適切に対応するために、苦情を受け 設置する等の必要な措置を講じている	
			適・ 否
		期入所療養介護事業者は、(1)の苦情は、当該苦情の内容等を記録している	
	ニット型指定短期入 提出等)の規定によ 出若しくは提示のでし また、利用者からの 力するとともに、市 おいては、当該指導 いるか。	期入所療養介護事業者は、提供したコの療養介護に関し、法第23条(文書の別の事務をででである。 り市町村が行う文書その他の物件の問題ののででである。の苦情に関して市町村が行う調査にができまれる。の苦村から指導又は助言を受けた場合でであまる改善を行って以まれている。 期入所療養介護事業者は、市町村に発	市町村の調査等 有 ・ 無 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 個人情報を介護支援専門員や他のサービスの 担当者と共有するためには、指定短期入所療養 介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者 又はその家族から同意を得る必要があるが、こ の同意は、サービス提供開始時に利用者及びそ の家族から包括的な同意を得ておくことで足り るものである。	O 利用者の同意書	解釈準用 (第3の一の3 (22)③)	
		基準 第155条の12 準用(第35条)	
 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所に表示を処理するために講ずる措置の概要にし、利用申込者に苦情を処理する文書に苦情をのの対きを説明する文書に苦して、の本書である。 ・ 苦情(ユニット型指定短期入所療養介護事業所に掲示すること等である。 ・ 苦情(ユニット型指定短期入所療養介護事業除く。)の受付日、その内容等質の向上に大のであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであると	説明文書	基第155条の12 準第36条第1項) 解(第30の) 基第2項) 解(第30の) 基第155条条第2項) 解(第30の) 基第155条条第一の3 (25)②) 基第155条条第二の3 (25)②) 基第155条条第2項) 基第155条条第2項) 基第155条条第3項)	

	着	眼点	自己評価
	ニット型指定短期入所 関して国民健康保険団体 の業務)第1項第三号の 康保険団体連合会から	入所療養介護事業者は、提供したユ 療養介護に係る利用者からの苦情に 本連合会が行う法第176条(連合会 の調査に協力するとともに、国民健 司号の指導又は助言を受けた場合に よ助言に従って必要な改善を行って	有 ・ 無適 ・ 否
	険団体連合会からの求め	入所療養介護事業者は,国民健康保 めがあった場合には,(5)の改善の 本連合会に報告しているか。	
33 地域等との連携		所療養介護の事業の運営に当たって 発的な活動等との連携及び協力を行 めているか。	
34 地域との連携	営に当たっては、提供したに関する利用者からの苦り	所療養介護事業者は、その事業の運 たユニット型指定短期入所療養介護 青に関して、市町村等が派遣する者 業その他の市町村が実施する事業に か。	
35 事故発生時の対応	するユニット型指定短類 発生した場合は、市町村	入所療養介護事業者は,利用者に対 朝入所療養介護の提供により事故が 村,当該利用者の家族,当該利用者 業者等に連絡を行うとともに,必要	有 • 無
		入所療養介護事業者は、(1)の事故 で採った処置について記録している	
	するユニット型指定短期	入所療養介護事業者は, 利用者に対 朝入所療養介護の提供により賠償す 合は, 損害賠償を速やかに行ってい	事例の有無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ユニット型指定短期入所療養介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		基準 第155条の12 準用 (第36条第5項) 基準 第155条の12 準第36条第6項) 基準 第155条の12 準無無準用 (第3の八の3の (15)) 基第155条の12 準第16条の12 準第4条の12 準第4条の12 準第4条の12 準第4条の12 準第4条の12	
 利用者に対するユニット型指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめユニット型指定短期入所療養介護事業者は、い。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 	制に関する書類	(第3の一の3 の(26))	

	着	眼	点	自己評価
86 虐待の防止	ユニット型指定短期はその再発を防止するか。	入所療養介護事業者	は、虐待の発生又	
	装置等を活用して? 期的に開催すると	指定短期入所療養介 の対策を検討するる できるもとができるまに ともに、 ともに、 のってい	過会(テレビ電話 のとする。)を定 ついて、短期入所	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
〇 次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置		基準	
を講じること。			
・虐待の未然防止		第155条の12	
指定短期入所療養介護事業者は高齢者の尊		準用	
厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけ		(第37条の2)	
ながらサービス提供にあたる必要があり、研		解釈準用	
修等を通じて、従業者にそれらに関する理解		第3の一の3	
を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者		(31)	
虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者		, ,	
としての責務・適切な対応等を正しく理解し			
ていることも重要である。			
・虐待等の早期発見			
ユニット型指定短期入所療養事業所の従業			
者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐			
待に準ずる事案を発見しやすい立場にあるこ			
とから、これらを早期に発見できるよう、必			
要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村			
の通報窓口の周知等)がとられていることが			
望ましい。また、利用者及びその家族からの			
虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐			
待の届出について、適切な対応をすること。			
・虐待等への迅速かつ適切な対応			
虐待が発生した場合には、速やかに市町村			
の窓口に通報される必要があり、指定訪問介			
護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に			
行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査			
等に協力するよう努めること。			
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期			
発見に加え、虐待等が発生した場合はその再			
発を確実に防止するために次に掲げる事項を			
実施するものとする。			
・経過措置(令和6年3月31 日までの間は、			
努力義務とされている。)			
① 虐待の防止のための対策を検討する委員会			
※「虐待防止検討委員会」:虐待等の発生の防			
止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合			
はその再発を確実に防止するための対策を検			
討する委員会			
・管理者を含む幅広い職種で構成する。			
・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす			
るとともに、定期的に開催することが必要であ			
る。			
・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用			
することが望ましい。			
・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般			
の事情が、複雑かつ機微なものであることが想			
定されるため、その性質上、一概に従業者に共			
有されるべき情報であるとは限られず、個別の			
状況に応じて慎重に対応することが重要であ			
が が に 心 し C 農主に 対 心 す る こ と が 主安 こめ る 。			
`o o			

着	眼	点	自己評価
② 当該ユニット型 虐待の防止のため	型指定短期入所療養)の指針を整備して	介護事業所におけるいるか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置し			
ている場合、これと一体的に設置・運営するこ			
ととして差し支えない。			
・事業所に実施が求められるものであるが、他			
のサービス事業者との連携等により行うことも			
差し支えない。			
・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を			
活用して行うことができるものとする。			
・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介			
護関係事業者における個人情報の適切な取扱い			
のためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報			
システムの安全管理に関するガイドライン」等			
を遵守すること。			
〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉			
・事業所における虐待に対する体制、虐待等の			
再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図るこ			
と。 - * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること			
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関するこ			
1 たけの間上のための指列の金属に関すること			
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関す			
ること			
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告でき			
る体制整備に関すること			
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市			
町村への通報が迅速かつ適切に行われるため			
の方法に関すること			
へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の			
分析から得られる再発の確実な防止策に関す			
ること			
ト 再発の防止策を講じた際に、その効果につ			
いての評価に関すること			
②虐待の防止のための指針			
「虐待の防止のための指針」には、次のような			
項目を盛り込むこと。			
イ 事業所における虐待の防止に関する基本的			
考え方			
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織			
に関する事項			
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本			
方針			
二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する			
基本方針			
ホー虐待等が発生した場合の相談・報告体制に			
関する事項			
へ 成年後見制度の利用支援に関する事項			
ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項			
T I			

	着	眼	点	自己評価
		介護従業者に対し	養介護事業所におい シ、虐待の防止のため	適・否
	④ ①~③に掲げる 置いているか。	措置を適切に実施	もするための担当者を	適 ・ 否
37 会計の区分	ユニット型指定短期 定短期入所療養介護事 ユニット型指定短期入 業の会計を区分してい	業所ごとに経理を 所療養介護の事業		適・否
38 記録の整備	(1) ユニット型指定短備, 備品及び会計に			適・否
	掲げる記録を整備しるか。 ① 短期入所療養介 ② 基準第19条第 2 一ビスの内容等の ③ 基準第146条第	短期入所療養介證 . その完結の日か	事業者は、利用者に対 護の提供に関する下に いら2年間保存してい トる提供した具体的サ 引体的拘束の態様及び得	適・否適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項			
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事 項			
③虐待の防止のための従業者に対する研修 ・従業者に対する産行の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものである旨ともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づによいでは、当該指定訪問介護事業者が指針に基づによりを実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。			
・研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。			
④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・ユニット型指定短期入所療養介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。			
・ 具体的な会計処理の方法については、別途通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日 老振発第18号)を参考。		基準 第155条の12 準用(第38条)	
・ (2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。・ ユニット型指定短期入所療養介護の提供に関する記録に は、診療録が含まれているものであること。・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す。		基準 第155条の12 準用 (第154条の2)	

	着	眼	点	自己評価
	録 ⑤ 基準第36条第2章 録	項の規定を準用す	村への通知に係る記る苦情の内容等の記	適・否適・否
	故に際して採った		る事故の状況及び事録	適・否
第5 電磁的記録等	(1) 当ち、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	保存その他これによれてません。 複字 その他これにまる。 複き その情報の情報できない。 できない はいまない はい	っ面、舞大ののの 面、書類、手人のののでは を文書、関語を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	· 否
	(2) 指定居宅サービス 当たる者は、交付、 に類するもの(以下 令の規定において書 定されるものについて、書面に代えて、 その他人の知覚によっ う。) によることが	説明、同意、承諾 「交付等」という 面で行うことが規 ては、当該交付等 電磁的方法(電子 って認識すること	、締結その他これら。)のうち、この省 。)のうち、この省 定されている又は想 の相手方の承諾を得 的方法、磁気的方法	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
[電磁的記録について]		基準 第217条	
・指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ		解釈準用	
スの提供に当たる者(以下「事業者等」とい		第5雑則	
う。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図る			
ため、事業者等は、書面(被保険者証に関する			
ものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電			
磁的記録により行うことができる。 (1)[電磁的記録による作成]			
・事業者等の使用に係る電子計算機に備えら			
れたファイルに記録する方法または磁気ディ			
スク等をもって調製する方法によること。			
(2) [電磁的記録による保存]			
・ 以下の①②のいずれかの方法によること。			
① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に			
係る電子計算機に備えられたファイル又は磁 気ディスク等をもって調製するファイルによ			
-			
② 書面に記載されている事項をスキャナ等に			
より読み取ってできた電磁的記録を事業者等			
の使用に係る電子計算機に備えられたファイ			
ル又は磁気ディスク等をもって調製するファ			
イルにより保存する方法			
(3) 電磁的記録により行うことができるとされているものは、(3) 事び(2) に推じたさせた。			
ているものは、(1)及び(2)に準じた方法による こと。			
(4) 電磁的記録により行う場合は、個人情報保			
護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業			
者における個人情報の適切な取扱のためのガ			
イダンス」及び厚生労働省「医療情報システ			
ムの安全管理に関するガイドライン」等を遵			
守すること。			
[電磁的方法について]			
・ 利用者及びその家族等(以下「入所者等」と			
いう。)の利便性向上並びに施設等の業務負担			
軽減等の観点から、施設等は、書面で行うこと			
が規定されている又は想定される交付等につい			
て、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲 げる電磁的方法によることができる。			
① [電磁的方法によることができる。			
基準省令第4条第2項から第6項までの規定			
に準じた方法によること。			

	着	眼	点	自己評価
第6 変更の届出等	年3月31日厚生省令 条)で定める事項に 指定短期入所生活介	び所在地その他厚第36号「介護保険 変更があったとき 護事業を再開した ところにより、10	i業者は、当該指定に 「生労働省令(平成11 「法施行規則」第131 「、又は休止した当該 」ときは、厚生労働省 D日以内に、その旨を	適・否
	とするときは、厚生	養介護事業を廃止 労働省令(同上) 止の日の1月前ま	「業者は、当該ユニッ とし、又は休止しようで定めるところによ でに、その旨を県知	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
② [電成所	○ 変更届	法施第75条第1項 第131条 第75条第2項	

着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所			
ク 運営規程			

	着	眼	点	自己評価
【介護給付費の算定及び 取扱い】				
1 基本的事項	(1) 指定短期入所療養: 厚生省告示第19号の数表」により算定され	別表「指定居宅サ	費用の額は,平成12年 ービス介護給付費単位	適・否
	(2) 指定短期入所療養: 厚生省告示第93号の に、別表に定める単化	「厚生労働大臣が	定める1単位の単価」	適 · 否
※経過措置 (0.1%上乗せ分)	令和3年9月30日ま 費及びユニット型介護 れぞれの所定単位数ので ているか。	医療院短期入所療		適· 否
型介護医療院短期入所 療養介護費及び特別介	介護医療院である指に厚生労働大臣が定めた に厚生労働を動を行う。 のとして、県知事に届は 棟において、指定分及び、 基準に掲げる区分に従い、利用者の 単位数を算定している。	る施設基準に適合 職員の勤務条件に け出たものにおけ 入所療養介護を行 別に厚生労働大臣 要介護状態区分に	関する基準を満たすも る当該届出に係る療養 った場合に、当該施設 が定める基準に掲げる	適 • 否
	平成12年厚生省台 ※厚生労働大臣が定む 施設基準・十五名	カヨ〜ネを参照。 変動を行う職員の 告示第29号の二の める基準 を参照。 行う職員の勤務条	件に関する基準を満た	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		法第41条第4項 法第53条第2項	報酬告示:指定居宅サービ
・ 医療系サービスについては、全国統一単価で ある診療報酬との間で、一般的には価格差を設 けることはないものと考えられることから、割	書(控)	報酬告示の一	スに要する費 用の額の算定 に関する基準
引は想定されていない。 - 本県では、全てのサービスについて、1単位 = 10円である。	明細書(控) 〇 領収証(控)	報酬告示の二	(平12厚生省 告示第19号)
・ 介護給付費算定に関し、県への届出事項につ	○ サービス提供票 ○ 短期入所療養介 護計画	+D.T.W. #	解釈:指定居宅サービスに
いて, 「介護給付費算定に係る体制等に関する 届出書」により届け出られた基準に応じて給付 費が審査される。	○ 診療録その他の 記録○ 介護給付費算定	報酬告示の二	要する費用の額の算定に関する基準 (短
施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届 出については、本体施設である介護医療院につ いて行われていれば短期入所療養介護について	に係る体制等に 関する届出(控)	解釈 第2の3(6-1) ①イ	期入所サービ ス及び特定施 設入居者生活 介護に係る部
は行う必要はない。		改正告示 附則第12条	分) 放い が設ま の の の の の の の の の の の の の
・介護医療院短期入所療養介護費の人員基準 - 乗装職品 - 本業職品	〇 勤務表 〇 出勤簿	報酬告示 別表の9のホ	0号)
看護職員 介護職員 I (I) 6:1以上 4:1以上 I (II) (うち看護師 4:1以上 I (III) が2割以上) 5:1以上 II (III) 6:1以上 5:1以上 II (IIII) 6:1以上 5:1以上 6:1以上 6:1以上	○ 免許証 など	の注1	
※ 入所者数等:当該療養棟における指定短期 入所療養介護の利用者及び入所者※ 入所者等数は当該療養棟の前年度の平均入 所者数※ 職員数は常勤換算方法を用いる。			施設基準:厚生労働大臣が定める施設基準(平27.3.23厚生労
所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、 定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員 に係るものを除く。)・夜勤体制及び療養環境 による所定単位数の減算及び加算については、		解釈 第2の3(6-1) の①イ	働大臣告示 第96号)

	着	眼	点	自己評価
	定員超過利用・人	、員基準欠如に該当する ころ(平成12年厚生省台	くは介護職員の員数が, る場合は、別に厚生労働 告示第27号の四の二)に	定 有 ・ 欠 職員 の 欠無
(2) 特定介護医療院短期入所療養介護費	に適合するものとに係る療養棟におに限る。)に対した場合に、現合にが見ていまれたが、現に要はできません。	: して県知事に届け出からいて、利用者(別に見いて、利用者(別に見いて、日中のみの指定を見いた時間ではなく、気容の指定短期入所療者でれぞれ所定単位数を	(施設基準・十四のナ) とものにおける当該届出 厚生労働大臣が定める行の 逗期入所療養介護計画に 変介護を行うのに要する を算定しているか。 職員若しくは介護職員の	適・否
	員数が定員超過和	用・人員基準欠如に記 るところ(平成12年原	城員名で、はが設城員の 該当する場合は、別に厚 厚生省告示第27号の四の	, M24 - C1
(3) ユニットにおける 職員に係る減算	Ⅱ型介護医療院短療院短期入所療養施設基準を満たる	類別の原養介護費及で 大調費について、別に	療養介護費, ユニット型 パユニット型特別介護医 に厚生労働大臣が定める つき所定単位数の100分 い。	適・否
(4) 療養環境減算	療養介護事業所に	こついて,療養環境減り だい,1日につき次に持 らか。 髭滅算(I)	に該当する指定短期入所 算として、当該施設基準 掲げる単位を所定単位数 25単位 25単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 医師、薬剤師、看護職員及び介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定すること。・ 短期入所療養介護を行う療養棟において、看護・介護職員の必要数に対する割合が2割未満である場合は、I型介護医療院短期入所療養介護費の(III)、I型特別介護医療院短期入所療養介護費の(III)、I型特別介護医療院短期入所療療養の(III)、I型特別介護医療院短期入所療療療養介護費の(III)、ユニット型I型特別介護医療院短期入所療療院短期入所療養介護費の(III)、ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費の(III)、ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定すること。		解釈 第2の3(6-1) ①ロ	
※厚生労働大臣が定める利用者 (利用者等告示・二十四) 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍 の利用者であって、サービスの提供に当たり、 常時看護師による観察を必要とするもの		報酬告示別表の9のホの注2	利用者等告告示 :厚生労働るすに適合等(に適合等(平 利用者等とのするででである。 27.3.23厚生示 働大区
当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。 ・ 医師、薬剤師、看護職員及び介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定すること。		第2の3(8)	94号)
※厚生労働大臣が定める施設基準 (施設基準・十六) イ.日中については、ユニットごとに常時1人 以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ.ユニットごとに、常勤のユニットリーダー を配置すること。		報酬告示 別表の9のホ の注3 解釈準用 第2の5(4)	
※厚生労働大臣が定める施設基準 (施設基準・十九の三) イ 療養環境減算(I) 療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測 定で、1.8メートル未満であること。(両側に 療養室がある廊下の場合にあっては、内法によ る測定で、2.7メートル未満であること。) ロ 療養環境減算(II) 療養室に係る床面積の合計を入所定員で除し た数が8未満であること。		報酬告示 別表の9のホ の注4	

	着	眼	点	自己評価
(5) 夜間勤務等看護加算	期入所療養介護を除く る夜勤を行う職員の勤 県知事に届け出た指定	。)について、) 務条件に関する。 短期入所療養介 従い、1日につるか。 護 (I) 護 (I) 護 (II)	護費(特定介護医療院短 別に厚生労働大臣が定め 基準を満たすものとし、 護事業所についは、当 き次に掲げる単位数を所 23単位 14単位 14単位 7単位	適 · 否
(6) 認知症行動・心理 症状緊急対応加算	期入所療養介護を除く 心理症状が認められる に指定短期入所療養介 た者に対し、指定短期	。)について、 ため、在宅での: 護を利用するこ。 入所療養介護を: 7日を限度とし	護費(特定介護医療院短 医師が、認知症の行動・ 生活が困難であり、緊急 とが適当であると判断し 行った場合は、利用を開 て、1日につき200単位	適・否
(7) 緊急短期入所受入 加算	において計画的に行う 護を緊急に行った場合 を開始した日から起算 行う家族の疾病等やむ 度として1日につき90	こととなってい: は、緊急短期入う して7日(利用: を得ない事情が 単位を所定単位	対し、居宅サービス計画 ない指定短期入所、利用 新受入加学生活上の世話を ある場合は、14日)を限 数に加算を算定している 対応加算を算定している	適・否
		・二十五) 家族等の事情に 専門員が、緊急	より, 指定居宅介護支援 に指定短期入所療養介護 者	
(8) 若年性認知症利用 者受入加算	知事に届け出た指定短 認知症利用者に対して 若年性認知症利用者受 位数に加算しているか	期入所療養介護 指定短期入所療 入加算として, 。 ・心理症状緊急; 短期入所療養介	以下の区分により所定単 対応加算を算定している 獲費以外 120単位	適 • 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
:・ 算定に係る届出については、本体施設である		報酬告示	
介護医療院について行われていれば、短期入所		別表の9のホ	
療養介護については行う必要はない。		の注5	
が設力設にプレーでは引力が支援なる。		07/20	
		解釈	
:※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条		第2の3(6-1)	
件に関する基準		①=	
平成12年厚生省告示第29号の二ハ(3)を参照			
・本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症		報酬告示	
状」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必		別表の9のホ	
要であると医師が判断した場合であって、介護		の注6	
支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、			
利用者又は家族の同意の上、指定短期入所療養		解釈準用	
介護の利用を開始した場合に算定できる。		(第2の2(13)	
・本加算は、医師が判断した当該日又はその次		(2)	
の日に利用を開始した場合に限り算定できる。			
・ やむを得ない事情により、介護支援専門員と		報酬告示	
の事前の連携が図れない場合に、利用者又は家		別表の9のホ	
族の同意の上、緊急に短期入所療養介護が行わ		の注7	
れた場合であって、事後に当該介護支援専門員			
により、当該サービス提供が必要であったと判		解釈	
断された場合についても算定できる。		第2の3(11)②	
・本加算の算定対象期間は原則として7日以内		7,7-17-11.70	
とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受			
けられるための方策について、担当する介護支		解釈	
援専門員と密接な連携を行い、相談すること。		第2の3(11)③	
・ 利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予			
想を超えて長期間に及んだことにより在宅への			
復帰が困難になったこと等やむを得ない事情に			
より、7日以内に適切な方策が立てられない場			
合には、その状況を記録した上で14日を限度に			
引き続き加算の算定することができる。その場			
合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点			
から、機械的に加算算定を継続するのではな			
く、随時、適切なアセスメントによる代替手段			
の確保等について、十分に検討すること。			
 - -		報酬告示	大臣基準告
(大臣基準告示・十八)		別表の9のホ	: 厚生労働
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の		の注8	臣が定める
担当者を定めていること。			準(平成27
		解釈準用	23厚生労働
・ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に		(第2の2(14))	
担当者を決め、その者を中心に、当該利用者の			号)
特性やニーズに応じたサービス提供を行うこ			
ا ک .			
		1	

	着	眼	点	自己評価
(9) 送迎加算	とが必要と認められる	利用者に対して, 間の送迎を行う均	等からみて送迎を行うこ その居宅と指定短期入 場合は、片道につき184	適 ・ 否
(10) 連続した利用	ている場合においては	, 30日を超える B は, 介護医療院 D	豆期入所療養介護を受け 日以降に受けた指定短期 こおける短期入所療養介	適 ・ 否
(11) 算定の相互関係	医療院短期入所療養介	護費を算定してい	及びユニット型特別介護 いる介護医療院である指 特別診療費を算定して	適 • 否
(12) 療養食加算	け出て当該基準による 事業所が、別に厚生労 は、1日につき3回を	食事の提供を行う 働大臣が定める。 限度として、8単		加算の有無 有 ・ 無 適 ・ 否
	いること。 ロ. 利用者の年齢, 容の食事の提供が ハ. 食事の提供が,	心身の状況によっ 行われていること 定員超過利用・力 除く)に該当して	って適切な栄養量及び内 こ。 人員基準欠如(看護師比 こいない指定短期入所療	
(13) 緊急時施設療養費	い事情により行われるか。 イ. 緊急時治療管理 ① 利用者の病状が	次に掲げる医療行 重篤となり救命非 的な治療管理とし	こ、緊急その他やむ得な 行為につき算定している 518単位 牧急医療が必要となる しての投薬、検査、注 こいるか。	適 ・ 否
	度として算定しい ロ. 特定治療 医科診療報酬点数: 医療の確保に関する:	るか。 表第1章及び第2 法律第57条第3項	回,連続する3日を限 2章において,高齢者の 頁に規定する保険医療機 るリハビリテーション,	適・否
	処置,手術,麻酔又るものを除く。)を	は放射線治療(5 行った場合に、き び第2章に定める	別に厚生労働大臣が定め 当該診療に係る医科診療 5点数に10円を乗じて得	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者の居宅と事業所との間の送迎を行った 場合に算定すること。	○ 介護給付費算定 に係る体制等に 関する届出(控)		
		報酬告示 別表の9のホ の注12	
		報酬告示 別表の9のホ の注13	
※厚生労働大臣が定める療養食 (利用者等告示・二十七) 疾病治療の直接手段として、医師の発行する 食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内 容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃 遺瘍 食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛 風食及び特別な場合の検査食 ・ 当該加算は、利用者の病状等に応じて、主治 の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段と して発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣 が定める療養食が提供された場合に算定する。 ・ 療養食の摂取の方法については、経口又は経 管の別は問わない。	〇療養食献立表	報酬告示 別表の9のホ の(8)の注 解釈準用 (第2の2(16) ①②)	
		報酬告示 別表の9のホ の (9) イ	
※ 厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、 処置、手術、麻酔又は放射線治療⇒平成27年厚 生労働省告示第94号の二十八を参照。		報酬告示 別表の9のホ の(9)ロ	

	着	眼	点	自己評価
(14) 認知症専門ケア加算	がた定準算合 門門 めアるの必でに2020を設て、	定指めにすに ケケ る加入あ要あ係人人超上いに指 加ず指置と介をしる短者げ。い 加加 準(「者症すこ専満上て置こすに (『にに、 職成いめ定る掲るお アア 基算所るとるる未以え配る対導 算れ導し。護作てあ知うだは (「(大 総若認。的ああ又、 1)も係施 員しる基別にあたて 算算 ()の状ると門でで10しとる係)も係施 員しるを表すに、次 基 のく症 研場場そー 症議 す門体 護該。	本 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
:① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若		報酬告示	
しくは行動が認められることから介護を必要と		別表の9のホ	
する認知症の者」とは、日常生活自立度のラン		の(10)の注	
クⅢ、IV又はMに該当する利用者を指すものと		0) (10) 0)/1	
」 り血、10 又は 10 に該当りる利用者を指りものと		解釈準用	
9 0 °			
		(第2の2(19)	
② 認知症高齢者の日常生活自立度皿以上の割合		① ~ ⑥)	
が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の			
前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数			
(要支援者を含む)の平均で算定すること。			
届出を行った月以降においても、直近3月間			
の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合			
につき、毎月継続的に所定の割合以上であるこ			
とが必要である。なお、その割合については、			
毎月記録するものとし、所定の割合を下回った			
場合については、直ちに加算の取り下げの届出			
を提出しなければならない。			
③ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技			
術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を			
活用して行うことができるものとする。			
この際、個人情報保護委員会・厚生労働省			
「医療・介護関係事業者における個人情報の適			
切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省			
「医療情報システムの安全管理に関するガイド			
ライン」等を遵守すること。			
: ④ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、			
「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看			
護に係る適切な研修を指すものとする。			
: ⑤ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」と			
は、「認知症介護指導者研修」及び認知症看護			
に係る適切な研修を指すものとする。			
: ※認知症介護実践リーダー研修:「認知症介護実			
践者等養成事業の実施について」(平成18年			
3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局			
長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の			
円滑な運営について」(平成18年3月31日老			
計第0331007号厚生労働省計画課長通知)に			
胡第0331007号序至カ側旬刮回床長週知/に 規定する研修			
- パピッるいで - ※認知症介護指導者研修:「認知症介護実践者等			
養成事業の実施について」、「認知症介護実 世者第4年業の円滑な運営について、に担			
践者等養成事業の円滑な運営について」に規			
定する研修			
: :⑥ 併設事業所及び介護老人保健施設の空床利用			
「一一」 「一一」 「一一」 「一一」 「一一」 「一一」 「一一」 「一一			
併設事業所であって本体施設と一体的に運営			
が行われている場合及び介護老人保健施設の空			
, かりかんのあるない月霞七八体降肥設の主			

	着	眼	点	自己評価
(15) 重度認知症疾患療養体制加算	て都道府県知事に届けた て、利用者に対して、 合に、当該施設基準に 区分に応じて、それぞえ 算しているか。	出た指定短期入所療 指定短期入所療養 掲げる区分に従い れ1日につき次に いずれかの加算な の他の加算は算気		適 • 否
	(一)要介護1又は要介 (二)要介護3、要介 (2) 重度認知症疾患患 (一)要介護1又は要介 (二)要介護3、要介 ※厚生労働大臣が定める イ 重度認知症疾患患 (1) 看護職員の数か	介護 2 養 4 又は要介護 5 療養体制加算(Ⅱ 介護 2 養 4 又は要介護 5 る施設基準(施設 意療養体制加算(Ⅰ ば、常勤換算方法	140単位 40単位) 200単位 5 100単位 段基準・二十一の三)) まで、当該介護医療院に	
	者等)の数の合計 上であること。か (1に満たないと ら入所者等の数を 減じた数の範囲内 (2)専任の精神保優 法士、作業療法士	十数が4又はそのただし、入所者: きは、1とし、 そので除した数: で介護職員とすまる。 で介護職員とすれてはこれましま。 でないでは言語聴覚士	川用者及び中では、1 ののでは、1 のので	
	スを提供している (3) 入所者等が全て いて日常生活に支	こと。 「認知症の者であ で障を来すおそれ いら介護を必要と	5り、届出の前3月にお いのある症状又は行動が :する認知症の者の割合	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
床を利用して介護老人保健施設を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものとすること。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数(介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所療養介護の対象者の数)を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上で			
ある場合にあっては、1に、当該対象者の数が 19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加 えて得た数以上の④又は⑤に規定する研修を修 了した者を配置している場合に算定可能とな る。			
イ 当該加算については、施設単位で体制等について届け出ること。		報酬告示 別表の9のホ の(11)の注	
ロ 「入所者等が全て認知症の者」とあるのは、 入所者等が全て認知症と確定診断されていることをいう。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMSEにおいて23点以下の者又はHDS一尺において20点以下の者を含むものとする。認知症の確定診断を行った結果、認知症でないことが明らかになった場合には、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。		解釈 第2の3(6-1) ⑧	
ハ 届出を行った日の属する月の前3月において 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知 症の者の割合について (式)(i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数 (i) 届出を行った日の属する月の前3月に おける認知症高齢者の日常生活自立度の ランクⅢb以上に該当する者の延入所者数 (ii) 届出を行った日の属する月の前3月に おける認知症の者の延入所者数			
二 届出を行った日の属する月の前3月において 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする 認知症の者の割合について (式)(i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数 (i) 届出を行った日の属する月の前3月に おける認知症高齢者の日常生活自立度の ランクⅣ以上に該当する者の延入所者数 (ii) 届出を行った日の属する月の前3月に おける認知症高齢者の日常生活自立度の			

	着	眼	点	自己評価
	に応じ入所者等る	を入院させる体制及 入所者等に対する診	核精神科病院が、必要 なび当該精神科病院に 診察を週4回以上行う	
	(5) 届出の前3月 算定していないこ		向東廃止未実施減算を	
			ご,入所者等の数が 4 あること。	
	作業療法士がそれ が共同して入所 と。	れぞれ1名以上配置 者等に対しサービ	はこれに準ずる者及び 置されており、各職種 スを提供しているこ 同し、専用の器械及び	
		ル以上の床面積を作 舌機能回復訓練室を		
	いて日常生活に	支障を来すおそれの から特に介護を必要	J, 届出の前3月にお Dある症状又は行動が 更とする認知症の者の	
	(5) イ(4)及び(5)に	に該当するものであ	ること。	
(16) 特別診療費	利用者に対して,指 常的に必要な医療行為 行った場合に,特別診 12年厚生省告示第30号 を算定しているか。	として別に厚生労債 療費に係る指導管理	里等及び単位数 (平成	適・否
(17) サービス提供体制 強化加算	として県知事に届け出者に対し、指定短期入掲げる区分に従い、1 ているか。	た指定短期入所療養 所療養介護を行った 日につき次に掲げる いずれかの加算を9	た場合は、当該基準に る所定単位数を加算し 算定している場合にお	適 ・ 否
		共体制強化加算(I)	- •	
	(2) サービス提供	共体制強化加算(Ⅱ)	18単位	
	(3) サービス提付	共体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ホ 生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、生活機能回復訓練室については、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。			
へ 医師が診察を行う体制については、連携する 、 連携・ で			
・ 特別診療費の算定に関しては、平成30年4月 25日付老老発0425第2号「特別診療費の算定に 関する留意事項について」を参照のこと。	〇 医療保険での届 出(控)等	報酬告示 別表の9のホ の(12)の注	
※厚生労働大臣が定める基準 (大臣基準告示・四十) イ サービス提供体制強化加算(I) ・次のいずれにも適合すること。 (一) 次のいずれかに適合すること。 a 指定短期入所療養介護を行う療養病棟に係る病棟(療福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 b 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の介護職員の総数のうち、動続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 (二) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		報酬告示 別表の9のホ の(13)の注 解釈 第2の3(15)	

(18) 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の資金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護等業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、今和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	着	眼	点	自己評価
	金の改善等を実施しての所 競人所 所ったり 月31日までの間 るか。 ただし、次に掲げるいては、次に掲げるのでは、次に掲げるのでである。 にては、次に掲げるのでである。 「1)介護・単型・単型・レビーでは、 「2)介護職員処・特力が特別では、 「2)介護職員処・特別のでは、 「2)介護職員処・特別のでは、 「型・エ型・エ型・関型・サートでは、 「型・エ型・エ型・サートを対別に、 「型・エ型・エ型・サートを対別に、 「2)介護職員処・特別のである。	いるものとものとものとものとも利準に単しにが、基準であるを 利準に単単ののは はであるを はである。 はでる。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はでる。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はである。 はでる。 はである。 はである。 はでる。 はである。 はである。 はでる。	具知事に届け出た指療養介 に短期入所の和6年3 に対に従い、今和6年3 が下単位数にいる場合している で算定ない。 で算度ない。 でである場合には、 でである場合には、 でである場合には、 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
□ サービス提供体制強化加算(II) ・次のいずれにも適合すること。 (一)指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設事人所療題別、介護事人の介護職員の総数のうち、介護事との介護職員の総数のうち、介護事と。 (二)定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。 (二)定式提供体制強化加算(III) ・次のいいずれたが原基とのに該当していないがずれか所療を表であること。 (一)次のいいずれか所療を養育と。 a 指定である数のうりにであるを養育の治理の介護職員の総力所変を養育にと。 b 指定ある戦力のの10分の50以上であるを養育の治療を表別の方の50以上である。 b 指定の短期入所変にと。 b 指定の知り、行護を教育のと。 c 指定をある調合が100分の75以上である。 c 指定短期入所療短期入所療養のよる。 に 対別の方の30以上であるで養養保健を変更のより、対議のより、対策を表別の方の。 (二)による戦力の方の30以上であるであるでは、対策を表別の方のが100分の30以上である。 (二)による数の方の分の30以上であると。 (二)によると。 (二)により、対策を対策を対していない。 ※厚生労働大臣が定める基準大臣基準告示・四十一を参照。 ・別途通知を参照。	関 関 原 事 類 の の の で き 実 が で き に で で で で で き に で の の で の の の の の の の の の の の の の	報酬告示 別表の9のホ の (14) の注 解釈準用	別「遇知職」
・ 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 ・ 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 ・ 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。		解釈準用 (第2の2(<mark>22</mark>))	遇介定算員ッ算本び手例い改護処及等プに的に順ので無職遇びべ等関考事及提」加員改介一支すえ務びに別に順ので表する。といい、特加職ア加基並理式ついました。
₩ 0 ₩ 2 7 ₩ 0			

	着	眼	点	自己評価
	(3) 介護職員処遇改	善加算(Ⅲ)		
	Ⅰ型・Ⅱ型・特別	介護医療院短期入	所療養介護費、ユニッ	
			入所療養介護費及び各	
	加算により算定し#	と単位数の1000分の	10に相当する単位数	
	(4) 介護職員処遇改	善加質 (Ⅳ)		
			0に相当する単位数	
	(5) 介護職員処遇改		0に相当する単位数	
	(3)により昇足し/	こ単位数の100分ので	のに相目 9 る単位数	
19) 介護職員等特定			している介護職員の賃	適・否
遇改善加算			知事に届け出た指定短 ・指定短期入所療養介	
			, 相足短期人所療食が 分に従い. 次に掲げる	
	単位数を所定単位数は		. JI LIEU、人に相ける	
			算定している場合にお	
	いては、次に掲げるも			
	(1) 介護職員処遇改	姜加質 (T)		
			所療養介護費、ユニッ	
			八旅设介设員, ユニッ 入所療養介護費及び各	
			15に相当する単位数	
	(2) 介護職員処遇改	姜加質 (Π)		
			所療養介護費、ユニッ	
			八旅度が設置、ニニッ 入所療養介護費及び各	
	加算により算定した	と単位数の1000分の	11に相当する単位数	
20) 介護職員等ベー	- -ス 別に厚生労働大臣が -ス 別に厚生労働大臣が	が定める基準に適合	している介護職員等の	適・否
アップ等支援加算	賃金の改善等を実施し	しているものとして	県知事に届け出た指定	
(令和4年10月1日~)	短期入所療養介護事業	業所が,利用者に対	し、指定短期入所療養	
	介護を行った場合は,	Ⅰ型・Ⅱ型・特別	介護医療院短期入所療	
			介護医療院短期入所療	
			:数の1000分の5に相当	
	する単位数を所定単位	立数に加算している	か。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
(経過措置) 令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算の届出を行っている施設であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(IV)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。		附則第2条	
※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十一の二を参照。 ・別途通知を参照。		報酬告示 別表の9のホ の(15)の注 解釈準用 (第2の2(23))	別「遇介定算員ッ算本び手例い途介改護処及等プに的に順のて通護善職遇びべ等関考事及提」與第等善護ス援る方処様に、のの、特加職ア加基並理式の
※厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・四十一の三を参照。 ・別途通知を参照。		報酬告示 別表の9のホ の (16) の注	別「遇介定算員ッ算本び手例い途介改護処及等ブに的に順のて通護善職遇びべ等関考事及提」知職加員改介一支すえ務び示員算等善護ス援る方処様にのの、特加職ア加基並理式つ

介護サービスみなし指定事業所への 定期実地指導について

令和4年1月24日

1 国指針等

介護保険施設等指導指針(厚生労働省老健局長通知)

- 実地指導は全てのサービス事業者等を対象とする →少なくとも指定の有効期間内(6年)に1回以上が望ましい
- 実地指導:人員基準,運営基準等に照らして確認し、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として書類確認や聞き取りにより実施。
 (実施時間: 半日~1日)

2 現 状

現在, 県では介護サービス事業所に対するみなし指定事業所(施設みなし指定事業所, 医療みなし指定事業所)に対する指導は, 集団指導及び情報提供がなされた場合等の実地指導を実施しており, 定期的な実地指導は行っていない。

施設みなし:介護保険法に基づく介護老人保健施設,介護医療院又は介護療養型医療施設の許可ないし指定があったときは,一部の介護サービスについて介護サービス事業者としての指定があったものとみなされる。(介護験践第72条験)

医療みなし:健康保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定があったときは、一部の介護サービスについて介護サービス事業者としての指定があったものとみなされる。(循環競話71条照)

3 九州各県の実地指導状況

- 福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、沖縄県は定期的な指導を実施。
- 熊本県, **鹿児島県 (鹿児島市)** は情報提供等がなされた場合に実施

4 今後の取り扱い

国の指導指針及び九州各県の状況を踏まえ、<u>令和4年度から、報酬請求実績があるみなし指定事業所に対し、指定の有効期間内(6年)に1</u>回を目安に実地指導を実施。

ただし、令和2、3年度において、新型コロナにより実施できなかった指定事業所(みなし以外)の実地指導を優先して行う予定。

【具体的な実地指導の周期】

O 施設みなし指定事業所 (53 事業所)

通所(介護予防)リハビリテーション 原則,4年又は3年に1回 短期(介護予防短期)入所療養介護 原則,3年に1回

O 医療みなし指定事業所 (269 事業所)

訪問看護, 訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 短期入所療養介護(各予防を含む)

6年に1回を目安

みなし指定事業所区分一覧

【施設みなし指定となるサービス】

※介護保険法に基づく介護を人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設の許可ないし指定があったときは、以下のサービスについて介護サービス事業者としての指定があったものとみなされる。

区 分	みなし指定となるサービス	実地指導方針
介護老人保健施設	通所リハピリテーション	報酬請求実績のあ る場合に、原則、3
介護医療院	介護予防通所リハビリテーション	年又は4年に1回実 施
介護老人保健施設 介護医療院	短期入所療養介護	報酬請求実績のあ る場合に、原則、3
介護療養型医療施設	介護予防短期入所療養介護	年に1回実施

【医療みなし指定となるサービス】

※健康保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定があったときは、以下のサービスについて介護サービス事業者としての指定があったものとみなされる。

区 分	みなし指定となるサービス	実地指導方針
	訪問看護	
	介護予防訪問看護	
保險医療機関	訪問リハビリテーション	
保険医療機関	介護予防訪問リハビリテーション	報酬請求実績のある場合に、指定の有
	通所リハピリテーション	効期間内(6年)に 1回を目安に実施
	介護予防通所リハビリテーション	
保険医療機関 (療養病床を有する病	短期入所濠養介護	
院、診療所が対象)	介護予防短期入所療養介護	

【鹿児島県からお願い】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に際しまして、これまで地域振興局や支庁(注1)では、届出の「受理通知」を発行しておりましたが、令和5年4月からは発行いたしておりません。
 - (注1)事業所の所在する市町村を管轄する各地域振興局及び支庁です。 鹿児島市内に所在する事業所の提出先は鹿児島市長寿あんしん課です。

【届出を受付けた記録を希望する場合】

- 地域振興局や支庁では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)(別紙2)の控えに「受付印」を押印(注2)しています。
- 郵送の場合は、返信用封筒(返信先のあて名を記入、必要額の切手を貼付)も必要です。※持参の場合は不要です。
 - (注2)受付印を押印した届出書の控えは、届出書が地域振興局及び支庁に到着 した日付を示すもので、手続きの完了等を意味するものではありません。 必要に応じて届出書の差し替えや再提出を求める場合があります。